

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 空き家・空き建築物対策の充実

(1) 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、都市自治体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を図るとともに、その費用について財政措置を講じること。

また、解体撤去後の土地についても、所有者の負担が軽減されるよう必要な見直しを行うこと。

(2) 「空き家再生等推進事業」については、地域の実情を踏まえ、平成 26 年度以降も適用地域の拡大を図ること。

2. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震化に係る補助率の引上げ、要件の緩和等の財政措置を拡充すること。

また、都市自治体を実施する住宅の耐震改修等の促進事業について、支援措置の拡充を図ること。

3. 地域改善に係る特別事業への対応

(1) 「住宅新築資金等貸付助成事業」については、貸付金回収の対象要件を更に緩和するとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

(2) 「住宅新築資金等貸付事業」における償還業務については、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。

(3) 2戸1棟型改良住宅については、建築後一定の期間が経過したものから、低廉かつ容易に順次払い下げが行えるよう、弾力的な対応を図ること。

4. 土砂災害特別警戒区域内における住宅の建替えや区域外への移転に対し支援を行うこと。

5. 高層住宅におけるライフラインの確保のため、エレベーターや上下水道接続部の

耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務などの対策を講じること。